

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

被告人の上告趣意について。

所論は、結局原判決の事実認定の不当を主張するに帰し、刑訴四〇五条に定める上告理由に当らないから、採用することを得ない。

よつて、同四一四条、三八六条一項、一八一条に従い主文のとおり決定する。

この決定は裁判官全員の一致した意見である。

昭和二六年三月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	眞	野	毅
裁判官	澤	田	竹治郎
裁判官	齋	藤	悠輔
裁判官	岩	松	三郎